



令和8年2月6日

部 署：消防局予防課

電話番号：(082) 422-6341

消防局・消防団合同で林野火災防ぎよ訓練を実施します ～火災から大切な森林を守るために！！～

令和8年3月1日から「林野火災注意報・警報」を発令する運用が始まるところから、春先にかけて林野火災が発生しやすいこの時期に、林野火災発生時における消防局と消防団の連携体制を強化するため、合同訓練を実施します。

1 日時

令和8年2月15日（日）10時30分から12時まで



出典：消防庁ホームページ

2 場所

広島中央エコパーク北側及び東側山林
(東広島市西条町上三永（一部、竹原市田万里町を含む。))

3 訓練内容

林野火災を想定した消防署及び消防団による遠距離放水訓練

4 訓練実施機関

東広島市消防局（警防課）
東広島消防署（本署・西分署・高屋分署）
東広島市消防団

5 問い合わせ先

(1) 林野火災注意報・警報の発令に関するこ

予防課

電話：082-422-6341

(2) 訓練全般に関するこ

東広島消防署

電話：082-422-6370

東広島市消防局
「林野火災注意報・警報」の運用が始めます！

令和8年3月1日から、林野火災の予防を目的として、林野火災注意報と林野火災警報の運用を開始します。
林野火災注意報発令中は火の使用制限の努力義務、林野火災警報発令中は火の使用制限の義務が発生し、違反すると罰則の適用があります。
発令対象期間は、1月から5月です。

林野火災注意報	林野火災警報
●発令基準 ①か②のどちらかに該当 ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の場合 ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表された場合 ●火の使用制限・・・努力義務 ※たき火・火入れ・草焼きは控えてください ●罰則・・・なし	●発令基準 林野火災注意報の発令基準に加えて、強風注意報の発表や管内の火災発生状況等を勘案して発令します ●火の使用制限・・・義務 ※たき火・火入れ・草焼きはできません ●罰則・・・あり